

(様式第4号)

上田市行財政改革推進委員会 会議概要

1	審議会名	第15回 上田市行財政改革推進委員会 (第3期)
2	日時	平成24年7月12日 (木) 午後3時30分から午後5時まで
3	会場	上田市立丸子図書館 研修室1
4	出席者	増澤会長、宮本副会長、石巻委員、金山委員、小林委員、斉藤ゆり子委員 佐藤委員、宮沢委員、宮下委員、依田委員
5	市出席者	中村行政改革推進室長、西澤係長、宮沢主査、川俣主査
6	公開・非公開等の別	公開
7	傍聴者	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成24年7月20日

協議事項等

1 開会 (行政改革推進室長)

2 会長あいさつ (増澤会長)

3 議事

(1) 第14回会議概要の確認

(2) 行政委員会等の委員の報酬について

(事務局) 資料に沿って説明

(委員) 民間のように成果報酬として支給している自治体はないのか。

(事務局) 委員報酬に歩合制を適用しているところはないと思われる。

(委員) 日額とは、一般的には8時間勤務だと思うが、2、3時間の勤務でも良いのか。2、3時間勤務で日額と見なした場合、月額制より報酬は高額となるだろう。例えば、半日額を設定するなど、勤務時間に応じて差をつけている例はないのか。

(事務局) 上田市の場合、附属機関については、日額が6,800円で1日の勤務時間が4時間未満の場合は日額3,800円という規定がある。現在、審議いただいている行政委員会等については、このような明確な規定はない。

他自治体では、少数ではあるが勤務時間が半日未満の場合、報酬を半額にするなど規定しているところもある。この点も併せて審議いただきたい。

(委員) 上田市の行政委員報酬の決算額はどのくらいか。

(事務局) 近年における決算額を次回までにお示しします。

(委員) 附属機関の日額報酬6,800円はどのようにして決められたのか。

(事務局) H18年の合併時に、協議により旧上田市の報酬とされた。それ以前については、上田市特別職報酬等審議会、他市の状況なども考慮して決定した。

(委員) 報酬単価の決め方が課題である。委員には会社の社長から主婦まで様々な方がいる。例えば、有資格者には高い報酬単価を設定する必要があるかなど。

(事務局) 法律や条例で資格要件がある委員のポジションについては、特別な単価設定をしているところがある。それ以外は一律のところが多い。上田市では、委員報酬は生活給ではないという観点からも一律の単価として差は設けていない。

(委員) 監査委員については条例等で資格要件は定められていないのか。

(事務局) 上田市では、識見委員と議会選出委員の2人体制だが、識見委員については条例等で資格要件が定められているわけではなく、公認会計士や税理士が選任されたとしても報酬単価は変わらない。

(委員) 今後、審議を進めるうえで、まず行政委員会ごとに有識者でないといけないもの、そうでないものを分けたいらどうか。

(事務局) 法律上、各行政委員の要件の定めがあるので、次回までに一覧表にしてお示ししたい。

例えば教育委員会に関しては「保護者である者が含まれるようにしなければならない」といった細かい要件もある。

(委員) 行政委員に定年はあるのか。

(事務局) 法律上、定年はない。ただし任期の定めはあり、再任も可能である。

(委員) 各行政委員について、仮に日額とした場合の報酬額も参考としたい。

(事務局) 各行政委員会等事務局が作成した活動実績資料から、機械的に算出した日額換算報酬額があるので御参照ください。ただし、自宅での資料の読み込み等、時間等に換算でき難い活動は含まれていない。

(委員) 行政委員の責任に関して、例えば監査委員が重大な事項を見落としていた場合、罰則などはあるのか。

(事務局) 罰則規定はないが、当然、行政委員として責任を問われることになる。

(委員) 賠償責任が生じた場合は市が負担するのか。

(事務局) 基本的には市が負担する。ただし、委員個人としての賠償責任の場合は、求償という形で市から返還請求する。

《休憩 10 分》

(会長) 再開します。今日は現時点での基本方針を決定して、次回から事務局で用意いただいた資料を基に検討することでどうか。

(委員一同) 賛同

(会長) 基本的な考え方は、先進市の見直し状況に倣い、原則「日額報酬」とし、これにより不都合が生じるものがある場合には、個々に検討、議論することとする。また、上限額は国の非常勤職員の報酬限度額を超えないよう配慮する。支給方法と支給額については次回検討ということとしたい。

(事務局) 次回委員会の審議資料として、①各委員会の資格要件一覧、②先進市の委員報酬見直し状況一覧、③各委員会の報酬決算額一覧（過去3年程度）を用意するが、他に必要な資料について御要望を受けます。

(委員) 行政委員の会議等出席率の統計はとってあるのか。

(事務局) 担当事務局に確認をしてみる。

(会長) 次回は事務局で作成した資料に基づいて審議を進めたい。

4 その他

次回委員会 平成24年8月10日（金） 真田地域を予定

・事務局作成資料により審議

* 会議概要は原則として公開します。会議終了後、1週間以内に行政改革推進室へ提出してください。

* 非公開及び一部非公開としたものについては、その理由を記載してください。